

令和6年度 千葉海区漁業調整委員会委員候補者の選定基準

1 趣旨

千葉海区漁業調整委員会委員の推薦及び募集に関する要領（以下「要領」という。）第9による選定基準を次のとおり定める。

2 選定基準

要領に基づいて提出された推薦書及び応募申込書の内容等を踏まえ、漁業法第138条の規定及び別表により、総合的に評価する。

附則

- 1 この基準は、令和6年7月8日から施行する。
- 2 この基準は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表

委員区分	評価項目		判断基準・着眼点
1 漁業者又は 漁業従事者委員	(1)漁業に関する 識見	①漁業経験 ②漁業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経験年数 ・ 漁業に関する知識及び漁業制度の理解度
	(2)職務の適切な 執行能力	①地域の信頼度 ②指導・調整能力 ③意欲・適性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦団体の活動や推薦内容 ・ 漁協等役職経験、地域活動の実績 ・ 役割の理解度、漁業生産力発展に対する意欲や委員としての責任感
2 学識経験委員	(1)漁業に関する 識見	①漁業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業に関する知識及び漁業制度の理解度
	(2)職務の適切な 執行能力	①指導・調整能力 ②意欲・適性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業に関する指導活動実績 ・ 役割の理解度、漁業生産力発展に対する意欲や委員としての責任感
	(3)資源管理及び 漁業経営に関する 学識経験	①専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理及び漁業経営に関する調査研究や指導などの実績
3 中立委員	(1)漁業に関する 識見	①漁業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業に関する知識及び漁業制度の理解度
	(2)職務の適切な 執行能力	①中立性 ②客観性・調整能力 ③意欲・適性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の所掌に属する事項に関する利害関係の有無 ・ 客観的な判断及び意見調整能力 ・ 役割の理解度、漁業生産力発展に対する意欲や委員としての責任感